

副本

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき









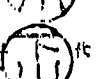





被告 国(処分行政庁 経済産業大臣)





第8準備書面

令和4年9月16日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

被告指定代理人

田	中	隆	士	
小	林	祥	之	
國	分	瑞	生	
岩	田	淳	之	
坂	本	雅	史	
關	田		智	
古	賀	裕	二	
一	丸		聖	
下	川	翠	江	
西	田	一	樹	
安	武	祐	太	
梶	合		健	
赤	松	徹	也	
荒	尾	宗	明	

佐々木	文	
都	武	
水鳥	成	
正木	剛	

被告は、本準備書面において、原告の令和4年7月28日付け準備書面9（以下、単に「原告準備書面9」という。）に対して必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、断りが無い限り、従前の例による。

**第1 「行訴法9条2項を持ち出すまでもなく」本件訴訟の原告適格が認められるべきである旨の原告の主張には理由がないこと**

**1 本件変更認可処分は、原告の主張するように、小売電気事業者の託送供給を受ける権利を直接制限するものとはいえないこと**

**(1) 原告の主張**

原告は、電気事業法17条1項が「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（中略）を拒んではならない。」と規定していることや、一般送配電事業者が託送供給等約款について経済産業大臣の認可を受けなければならない旨規定する同法18条1項や一般送配電事業者が前記認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を行ってはならない旨規定する同条2項を前提として、電気事業法は、小売電気事業者が一般送配電事業者から「託送供給を受ける権利」を規定していると主張する（原告準備書面9第1・2ないし4ページ）。

被告第7準備書面・6ページ注1で述べたとおり、原告は、従前、本件変更認可処分によって制限を受ける「権利」について「財産権」とするのみで、その具体的内容を示していなかったところ[\*1]、原告準備書面9において初めて、上記のとおり、電気事業法17条1項等を挙げて、小売電気事業者が一般送配電事業者から「託送供給を受ける権利」を有する旨主張するに至った。

**[\*1]** 具体的には、原告準備書面2第9の2(2)イ（11及び12ページ）及び同準備書面5第3（8及び9ページ）。

## (2) 被告の反論

しかしながら、電気事業法17条1項は、小売電気事業者に託送供給を受ける権利を保障する規定とはいえない。すなわち、電気事業法17条1項が「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（中略）を拒んではならない。」と規定するのは、一般送配電事業者が維持・運用する電線路が需要家に電気を供給するために不可欠のものであることから、需要家への電力供給に支障を生じさせないよう、一般送配電事業者に義務を課したものであり、そのことはその文理からも明らかである。このように、かかる規定の目的は電力供給を受けるべき需要家を保護することにあるのであり、当然ながら、この規定が、小売電気事業者に、認可されない約款以外の条件でも電力供給をしなければならないような権利を付与したり、個々の小売電気事業者の主張する条件によって供給がされなければならない法的地位を与えるといったことを意味するはずはない。この規定は、飽くまでも、一般送配電事業者が、認可された約款による託送供給を求められた場合に、正当な理由なく契約締結を拒んではならないことや、認可された約款による託送供給契約を締結した場合に、正当な理由なく託送供給を拒んではならないことを意味するものである。

そして、小売電気事業者は、一般送配電事業者と託送供給契約を締結することによって一般送配電事業者から託送供給を受けることができることとなるが、小売電気事業者が一般送配電事業者から託送供給を受けられる立場を「権利」とみても、それ自体は、本件変更認可処分によって何ら「制限」されるものではない。

すなわち、本件変更認可処分がなされた後においても、原告は、上記契約による効果によって、引き続き、一般送配電事業者である九州電力送配電から託送供給を受けることができ、実際にも託送供給を受けているのであり、原告の摘示する電気事業法17条1項に反する事態は何ら生じていない。

したがって、本件変更認可処分によって託送供給等約款の内容に変更があったとしても、原告が一般送配電事業者から託送供給を受けること自体が「制限」されるとみる余地はない。

また、被告第3準備書面第3の3(1)(16ないし19ページ)及び同第5準備書面第2の2(15ないし25ページ)で述べたとおり、本件変更認可処分により、一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給等約款が変更され、九州電力送配電と原告との間に締結された託送供給契約に基づき、原告が九州電力送配電に対し託送料金の支払義務を負うことになるが、それは、本件変更認可処分の法的効果では

なく、飽くまで当事者間の合意による効果である。※2

### (3) 小括

以上に述べたとおり、本件変更認可処分は、原告の主張するように「託送供給を受ける権利」を「直接」「制限」するものではないから、小売事業者である原告について、本件変更認可処分によりその権利が直接制限されるものとして本件訴訟の原告適格が肯定されることにはならない。

## 2 本件変更認可処分は、原告のいう「財産権」を制限するものではないこと

### (1) 原告の主張

原告は、「本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条

※2 このことは、本件変更認可処分がされたとしても、同処分時に九州電力送配電と託送供給契約を締結していない小売電気事業者に対して同処分による支払義務を課しようがないことから明らかであり、また、同処分時に同契約を締結していない小売電気事業者に対して同処分による支払義務を課すためには同契約の締結という合意の存在が必要であることから裏付けられている。そして、上記処分時に上記契約を締結していない小売電気事業者の場合と、上記処分時に上記契約を締結している小売電気事業者の場合とで、処分の法的効果が及ぶ範囲を異にすると解すべき合理的な理由はないから、上記処分時に上記契約を締結している小売電気事業者に対しても、同処分の法的効果が及んでいないことや、同処分による支払義務の発生が飽くまで当事者間の合意によるものであることがいえるのである（被告第5準備書面第2の2(2)ウ・20ページの「この理は、新規の認可をする場合と変更認可をする場合とで、変わりはない。」も同旨。）。

原告がいう「法的効果」は、託送供給契約において、託送供給等約款が変更になった場合には変更後のものを用いる旨定めたことによる「合意（契約）による効果」にほかならないのであって、このような合意による効果は、法律の根拠に基づいて直接に国民の権利義務を形成する行政処分の法的効果とは、一線を画するものである（被告第5準備書面第2の2・21ないし24ページで引用している裁判例を参照）。

の21の5第1項と算定規則4条2項の制定によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務は抽象的に発生し、さらに、本件認可（引用者注：「本件変更認可処分」の意）によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体的に発生し、「本件変更認可処分による効果として、その財産権が必然的に制限される」旨主張する（原告準備書面9第1の3・5ページ）。

## (2) 被告の反論

被告第5準備書面第2の1(2)（12ないし15ページ）で述べたとおり、原告のいう「財産権」の内実は、託送料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない「権利」なるものや託送料金を値上げされない「権利」なるものを前提とするようであるが、かかる「権利」を保障する実体法の規定が存在しないことはもとより、原告と九州電力送配電との間の契約でも、それらを認める規定が存在しない。かえって、当事者間の合意等によって、託送料金の変動を含む託送供給等約款の変更があらかじめ予定されているのである。

このように、そもそも小売電気事業者に上記各「権利」を認めることができない以上、本件変更認可処分が、原告の「財産権」を制限するものとはなり得ない。

また、被告第4準備書面第2の2（6ないし9ページ）及び同第6準備書面第2の2（9及び10ページ）で述べたとおり、そもそも本件算定規則4条2項及び本件施行規則45条の21の2ないし7は、名宛人ではない小売電気事業者に何らかの義務を課すものではないから、上記各規定によって、小売電気事業者の支払義務が抽象的に発生している旨の原告の主張は前提を誤認するものである。

## (3) 小括

以上に述べたとおり、本件変更認可処分は、原告のいうように「財産権」

を「直接」「制限」するものではないから、小売事業者である原告について、原告のいう「財産権」を根拠に、本件訴訟の原告適格が肯定されることにはならない。

### 3 原告が準備書面9で引用する判決は、原告の主張を何ら基礎づけるものではないこと

原告は、水道法15条1項<sup>※3</sup>の「正当の理由」について事例判断を示した最高裁判所平成11年1月21日第一小法廷判決（民集53巻1号13ページ）の原審判決（福岡高等裁判所平成7年7月19日判決・判例時報1548号67ページ）を引用し、「水道供給において、供給申込みがされると、承諾の意思表示をする義務が発生するという、契約関係上の権利義務が発生することを前提として」おり、「その点は、電気事業法においても同様であり、「その意味では、小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって、一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されている」旨主張している（原告準備書面9第1の1・3及び4ページ）。

しかしながら、上記各判決は、当該事例の事実関係の下で、給水契約の締結を拒否したことについて、水道法15条1項にいう「正当の理由」が認められる旨を判示したもので、これらの判決が、正当な理由がない限り、承諾義務があることを前提としているとしても、もとより、そのような契約の締結なしに給水を受ける権利があるとしたものではない。原告も「正当な理由がない場合には、承諾の意思表示をする義務がある」としていることから明らかなように（原告準備書面9第1の1・3ページ）、契約上の義務の履行としてでなく、水道法15条1項の規定から直ちに具体的な水道供給を受ける権利が発生し、

<sup>※3</sup> 水道法15条1項は、「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」と規定している。



あるいは根拠づけられているとする余地はない。さらには、上記のとおり、これらの判決は、当該事案の事実関係の下において、水道法15条1項にいう「正当の理由」が認められるか否かについて判断したもので、水道法15条1項における「正当の理由」の一事例判断を示したものにすぎず、本件とは事案も争点も全く異なるのであって、約款の変更にかかる本件との関係で何らの先例的な意義をも有するものではない。

したがって、これらの判決は、原告の主張を何ら基礎づけるものとは言えない。

#### 4 まとめ

以上のとおり、原告が、本件変更認可処分によって、その権利を直接制限されるということとはできず、本件訴訟の原告適格が認められるべきである旨の原告の主張には理由がない。

## 第2 結語

以上のとおり、本件変更認可処分により直接その権利が制約されるとして、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえることなく原告適格が認められるべきである旨の原告の主張には理由がない。

そして、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえても、本件変更認可処分の根拠規定が、原告の個別的利益を保護しているとは解されず、原告に本件訴訟の原告適格が認められないことは、被告第7準備書面等で述べたとおりであって、原告の訴えは却下されるべきである。

以上

	用 語	略 語	記載書面	ページ数
1	九州電力送配電株式会社	九州電力送配電	第1準備書面	5
2	令和2年9月4日に経済産業大臣が九州電力送配電に対してした託送供給等約款の変更の認可処分	本件変更認可処分	〃	5
3	平成27年法律第47号による改正後の電気事業法（本件認可変更処分時点における法）	電気事業法	〃	5
4	平成29年9月28日に制定された電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第77号）	本件省令1	〃	5
5	平成30年3月30日に制定された原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第17号）	本件省令2	〃	5
6	本件省令1及び本件省令2	本件各省令	〃	5
7	本件各省令による改正後の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）	本件施行規則	〃	5
8	九州電力株式会社	九州電力	〃	6
9	一般送配電事業者が託送供給等約款で設定する料金	託送供給等約款料金	〃	8
10	本件省令1による改正後の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）	本件算定規則	〃	8

	用語	略語	記載書面	ページ数
11	平成26年法律第72号の改正	平成26年改正	〃	16
12	平成26年改正の前の電気事業者2条1項2号の「一般電気事業者」	旧一般電気事業者	〃	16
13	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成11年法律第50号）	平成11年改正	〃	18
14	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）による改正	平成15年改正	〃	27
15	バックエンド事業に要する費用のうち、原子炉の運転の開始の日から生じている過去の発電に起因する使用済核燃料の再処理等に要する費用	既発電費	〃	45
16	電力システム改革貫徹のための政策小委員会	貫徹小委員会	〃	61
17	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）	機構法	〃	51
18	行政事件訴訟法	行訴法	第2準備書面	3
19	最高裁判所平成25年7月12日第二小法廷判決（集民244号43ページ。判例タイムス1396号147ページ）	最高裁平成25年判決	第3準備書面	5
20	「接続供給兼基本契約書」に基づく原告と九州電力送配電との間の接続供給に係る契約	本件基本契約	〃	19

	用語	略語	記載書面	ページ数
21	一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第106号)	旧本件算定規則	第4準備書面	14
22	本件基本契約に適用される託送供給等約款	本件約款	第5準備書面	13
23	原告の令和4年7月28日付け準備書面9	原告準備書面9	第8準備書面	3